



QRコード

申請期間
令和5年10月31日（火曜日）まで



予期せず家計が急変した世帯の皆さまへ

伊勢市物価高騰

1世帯あたり

3万円

生活支援給付金のご案内

支給対象となる世帯

令和5年6月1日基準日に伊勢市に住民票がある世帯等※で

予期せず 令和5年1月以降の
収入が減少し世帯全員が
住民税非課税相当以下
となった世帯

※法に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要すると市長が認める者については、伊勢市に居住している世帯

給付を受けるには？

給付金を受け取るには、
申請が必要です。

詳しくは裏面へ

申請の受付期限

令和5年
10月31日(火)
まで



既に令和5年度の物価高騰生活支援金の受給を受けた世帯の方は対象外となりますのでご注意ください。

お問い合わせ

伊勢市役所 福祉総務課臨時特別給付金室

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号（市役所本庁舎東館2階）

0596-63-6756 受付時間 8:30~17:15

支給基準の目安は？

- ① 予期せず家計が急変し、収入が住民税非課税となる水準に減少
- ② 世帯員全員のそれぞれの年収見込額が、住民税非課税相当水準以下

令和5年1月以降の
任意の1か月の
収入または所得



12倍

年収換算
または
所得換算



年間収入
(所得)
見込額

年間収入か所得
いずれかの
見込額が
早見表の
限度額より
低いこと
が目安です

比較

早見表（給与収入のみの場合）

扶養している親族の状況	非課税相当 収入限度額	非課税相当 所得限度額
単身または扶養親族がない	93.0万円	38.0万円
1名を扶養（配偶者または扶養親族）	137.8万円	82.8万円
2名を扶養（配偶者または扶養親族）	168.3万円	110.8万円
3名を扶養（配偶者または扶養親族）	209.9万円	138.8万円
4名を扶養（配偶者または扶養親族）	249.9万円	166.8万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親	204.3万円	135.0万円

※非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

「予期せず家計が急変」とは、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月の収入、事業活動に季節性がある場合で通常収入を得られる時期以外の減収等、**当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。**

収入が減少することが、あらかじめ明らかかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

申請の方法は？

申請書と必要な添付書類をご提出ください。



申請書は福祉総務課臨時特別給付金室（本庁舎東館2階）と総合支所に備え付けのほか、市ホームページからもダウンロードできます。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

審査の結果と入金日は、市から個別に通知します。電話での回答はできませんので、ご了承ください。



物価高騰生活支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください！自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、伊勢警察署（0596-20-0110）か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

